

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第1号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成30年3月22日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 中川 日出和

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

92,481

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

678,002

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

別表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	258,588
姫路市	139,896
尼崎市	128,920
明石市	83,069
西宮市	132,029
洲本市	12,761
芦屋市	26,694
伊丹市	55,310
相生市	8,505
豊岡市	23,189
加古川市	73,817
たつの市	21,601
赤穂市	13,639
西脇市	11,521
宝塚市	64,562
三木市	22,058
高砂市	25,491
川西市	44,427
小野市	13,291
三田市	31,532
加西市	12,512
篠山市	11,842
養父市	6,925
丹波市	18,215
南あわじ市	13,578
朝来市	8,730
淡路市	12,807
宍粟市	10,925
加東市	10,890
猪名川町	8,610
多可町	6,039
稲美町	8,690
播磨町	9,461
神河町	3,330
市川町	3,594
福崎町	5,244
太子町	9,251
上郡町	4,410

佐用町	5, 0 5 3
香美町	5, 2 1 4
新温泉町	4, 2 5 8